

〈修士論文要旨〉

## 近世後期の寺檀関係をめぐる権力と寺院

—京都を中心に—

近世仏教史研究は、辻善之助氏のいわゆる「近世佛教墮落論」<sup>①</sup>をめぐって進展してきた。この「墮落論」の中核をなす一つが、寺檀関係である。寺檀関係は、主に成立をめぐって研究され、制度的側面・経済的側面・信仰的側面が明らかにされている。この三側面は、対立するものではなく、有機的に結びつきながら、寺檀関係は成立した。だが、その展開過程にあつては、民衆の信仰の側面は重視されず、寺院全体の制度的・経済的側面が重視されており、寺院側が寺檀関係を再生産することによって、本末関係を維持するための根幹として利用された、と一般的に理解されている。<sup>⑤</sup>

しかし、近世後期における寺檀関係については、①政策としての寺檀制度・寺請制度と、実態としての寺檀関係との、主として成立・変容に関する相互関係。②幕藩権力が、寺檀制度・寺請制度に対し、キリシタン禁制や宗門帳作成などの宗判機能以外に、より広範な意味での宗教統制や、さらには宗教の側面に留まらない支配の方策としていかなる意味を持たせたのか、あるいは持たせなかったのか。この二点が、具体的に研究されている状況ではないという。<sup>⑥</sup> また、共同体との

関係において、都市と村落の差異があるとされているが、寺檀関係は村落社会を中心に研究が進展してきたように感じられる。<sup>⑦</sup>

そこで本稿では、近世後期における寺檀関係について、政策としての寺檀関係と、実態としての寺檀関係を明確に区別して、考察を進める。また、地域差を念頭におき、寺檀関係の都市的様相を明らかにする。本稿で具体的に言及するのは、京都における寺檀関係である。そのうえで、制度史研究が低調である現状を鑑み、本稿は近世後期の政策としての寺檀関係を中心に、実態としての寺檀関係についても検討を行いたい。

第一章では、京都における政策面での寺檀関係を検討する。政策面における寺檀関係は、町触を通じて京都町奉行から民衆に布達されたので、享保七年（安政三年）の「京都町触集成」<sup>⑧</sup>を検討して、寺檀関係の機能や認識を考察した。「町触」から読み得る寺檀関係とは、奉行所への宗門帳の提出であり、寺院から差し出される寺請状であった。それらはキリシタン禁制の政策であり、江戸時代を通じて維持された政策であった。「町触」を検討する限り、キリシタン禁制の維持や宗

\* 林 宏 俊

判機能以外の宗教統制や、その他の政策があるとは考えられない。

つぎに、文政十年に京都や大坂において、切支丹が露顕する事件が起る。「邪宗門一件書留」<sup>10</sup>や「大坂切支丹一件」<sup>11</sup>から、この一件に際して、寺檀関係がどのような役割を果たしたかを考える。すると、一件の中心人物の檀那寺や町・村が仕置の対象とされていた。寺請状や宗門帳に謳われた文言は画餅ではなく、この仕置は、寺請状や宗門帳を根拠としたものであると考えられる。政策的側面において、寺檀関係は形骸化することなく、機能していた。しかし、事前に切支丹を取り締まることができず、一件の後も従来の政策以外に寺檀関係を強化するものはみられないのである。

さいごに、当該期の京都は、都市構造の変化が進行していたとされ、前節までの寺檀関係の機能や役割を、この変化と関連づけることを試みた。近世前期の京都は、民衆を保証するのは町であるという「地縁的・職業的身分共同体」<sup>12</sup>で、権力も町を基礎とする支配を行っていた。しかし、都市経済の進展とともに、民衆の行動は町の届かない範囲へと広がり、町による保証が不可能となった。そこで、町が不可能になつた事柄を権力へ委任した。このような状況下で、宗門帳は町の構成員を把握する手段でもあつたと考えることができよう。

第二章では、京都町奉行の上位権力である幕府の寺檀関係についての認識や対応を検討する。まず、前提となる近世前期の寺檀関係について、「徳川禁令考」<sup>13</sup>から三つの法令について検討した。寺檀関係において、寺院側に多くの権利を認めた「宗門檀那請合掟」<sup>14</sup>は、慶長十

八年に発布されたというが、元禄四年以降に作成された偽文書であることは明らかであり、貞享四年の「諸寺院條目」<sup>15</sup>も寺院による脚色が指摘されている。したがって、幕府の寺檀関係の認識は「檀越之輩、雖為何寺、可任其心得、僧侶方不可相爭事」という寛文五年の「諸宗寺院法度」<sup>17</sup>に謳われた枠組であつた。

つぎに、近世後期の寺檀関係について、いわゆる「離檀禁止令」<sup>18</sup>について考察する。離檀禁止令は、近世後期における寺檀関係の二大政策の一つであるが、この法令をめぐって、幕府令であるのか、ある離檀をめぐる寺社奉行の裁許であるのか、評価が異なっている。そこで、豊田武氏が言及する若狭万徳寺記録をみると、前書が存在し、それによると、離檀争論をめぐる寺社奉行の裁許であることは明白である。そればかりか、万徳寺記録では、「離檀禁止令」が「宗門檀那請合掟」や「諸寺院條目」とともに所収されており、寺院による離檀の防止に供されていた。

幕府や藩による先例書・問答集から、離檀をめぐる幕府の認識や対応を検討する。五種類の先例書・問答集<sup>22</sup>では、寛政期〜文化期においては一定していた。離檀の問合せに対する寺社奉行の回答は、

書面、離檀改宗等之儀、容易難成筋、候得共、寺檀納得之上、無換  
子細有之、外ニ差支候儀も無之候、被承届候、も不苦筋と存候

といったものであつた。幕府は個別の寺檀関係に介入することはなく、

離檀は容易なことではないとした上で、①やむをえない理由がある、②寺院と檀那の双方が納得している、③ほかに支障がない、の条件さえ満たせば、離檀は認められたのである。

第三章では、京都における寺檀関係の実態について検討する。京都では、天保十四年に生国や檀那寺、年齢が記された詳細な宗門人別帳が作成されることになった。これは「人返し（注）の法」を京都においても施行することが求められたためであった。そこで、天保十四年から安政三年までの宗門人別帳を検討することにより、寺檀関係の具体的な様相について「移動」という行為を通して分析した。

京都は他国から多くの者が移動して来たが、彼らは移動に際して、寺替をしなければならなかったようである。<sup>(2)</sup>この寺替の際には、宗旨を替えたり、本末関係の異なる檀那寺になる事例がみられる。宗旨替は民衆の信仰のメルクマールにすることができ、本末替は教団の寺檀関係と本末関係のメルクマールとすることができよう。民衆は寺替に際して、三分一を超える三八・四%が宗旨替を行っていたことから、そこに先祖祭祀などの信仰をともなっていたとは考え難いのである。また、半数以上の五九・一%が本末替をともなっていることから、教団の本末関係は、国を越えた移動を教団内で完結することができなかつた、あるいは完結する意思がなかつたと考えられるのである。

つぎに、寺替にともなう宗旨替の要因について、生国・生国における宗旨・京都における宗旨の三つの視点から分析する。東国に生まれ

た者や、生国で門徒・日蓮宗の檀那であった者は、宗旨を替えることはあまりなかつた。生国において篤い信仰心が養われていれば、宗旨を替えることは少なかつたが、そうではない場合、居住する町からの影響も受けていたと考えられる。国替をともなう寺替には、民衆の生国やそこにおける宗旨、居住地になる町の宗旨が複雑に影響しあつたのである。ここからみえる寺檀関係は、非常に緩やかで自由なものであつた。

また、京都内においても流動性が高かつたことはすでに指摘されており、都市内部の移動と寺檀関係についても検討した。都市内における移動（注）に際して、檀那寺を替えた事例はみられなかつた。都市内における移動は、寺檀関係に影響を与えることがなかつたのである。流動性の高い都市であつても、ほとんど移動の行われることがなかつたであろう村落と同様に、寺檀関係は強固な関係であつたといえよう。

したがって、民衆にとつての寺檀関係は、生活する上で欠かすことのできない関係であつた。それが弛緩な関係であるか、強固な関係であるかは、寺院側の対応如何である。またそこに先祖祭祀や自らの信仰がともなっているのか、まったく問われることはなかつたが、必要不可欠な関係であつたということができよう。

#### 注

(一) 辻善之助『日本佛教史』近世篇一、四(岩波書店、一九五二―五五年)。

- (2) 「同前」近世篇三(岩波書店、一九五四年)など。
- (3) 圭室諦成『日本佛教史概説』(理想社、一九四〇年)。
- (4) 竹田聰洲「近世社会と仏教」(『日本歴史』近世1、岩波書店、一九七五年)など。
- (5) 高埜利彦「江戸幕府と寺社」(『講座日本歴史』近世1、東京大学出版会、一九八五年)、圭室文雄「葬式と檀家」(吉川弘文館、一九九九年)など。
- (6) 朴澤直秀「幕藩権力と寺檀関係」(『史学雑誌』一一〇—四、二〇〇一年、のち『幕藩権力と寺檀制度』(吉川弘文館、二〇〇四年)所収)一頁。
- (7) 幡鎌一弘「明治初年の宗教の世俗化をめぐって」(『天理大学学報』一八三、一九九六年)三三三—四頁。
- (8) 享保八年は享保改革により京都町奉行の支配国が縮小されて、民政が強化された年である。安政三年は、京都が政治都市化されはじめる年である。
- (9) 一〇二二・別巻二、岩波書店、一九八三—八九年。
- (10) 東京大学史料編纂所収蔵。
- (11) 大橋幸泰「史料紹介 大坂切支丹一件」(『研究 キリシタン学』四、二〇〇一年)。
- (12) 代表として、塚本明「近世中期京都の都市構造の転換」(『史林』七〇—五、一九八七年)が挙げられる。
- (13) 朝尾直弘「近世の身分制と賤民」(『朝尾直弘著作集』七、岩波書店、二〇〇四年)四一—四頁。
- (14) 法制史学会編『徳川禁令考』前集五(創文社、一九五九年)。
- (15) 「禁令考」二六七〇。
- (16) 「禁令考」二五七七。
- (17) 「禁令考」二五七四。
- (18) 「禁令考」二五九〇。
- (19) 豊田武「日本宗教制度史の研究」(『豊田武著作集』五、吉川弘文館、一九八二年)二二四—八頁。
- (20) 朴澤「前掲論文」一一—三頁。
- (21) 「宗門寺檀那請合掟」(東京大学史料編纂所蔵)。
- (22) 「諸例撰要・諸家秘聞集」(創文社、一九九九年)、布施弥平治「寺社奉行御留書」(『日本法學』四〇—一—四、一九七四—七五年)、「諸例集」(内閣文庫所蔵史籍叢刊)九六、汲古書院、一九八九年)、「幕制叢書・寺社公聴裁許律」(創文社、二〇〇四年)、「離旦」(国立公文書館所蔵)。
- (23) 「諸家秘聞集」四四六。
- (24) 他国出身者三六三人のうち、一人を除いて、すべての者が山城国に檀那寺を持っている。
- (25) 秋山國三・仲村研「京都「町」の研究」(法政大学出版局、一九七五年)、鎌田道隆「上京・橋西二町目の借屋事情」(『京都市史編さん通信』一一一、二二二—二二四、一九七九年)、浜野潔「近世京都・借屋人の移動について」(『経済学部論集』八一—二、一九九八年)。